

平成29年12月13日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年12月13日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度上峰町一般会計補正予算(専決第1号))
- 日程第2 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第3 議案第51号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第52号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第53号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第54号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第55号 平成29年度上峰町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第56号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第57号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第58号 権利の放棄について
- 日程第11 議案第59号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま時津教育長職務代理者から、12月12日の原田議員からの一般質問の答弁の一部の訂正と会議録の訂正をしたいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

皆様おはようございます。発言の申し出を許可いただき、ありがとうございます。昨日、12月12日の原田議員の質問事項2、小、中学校の整備についての質問要旨5、小中一貫校の考えはの答弁において、鳥栖の麓と発言いたしましたが、鳥栖の基里の誤りでした。大変申

しわけありません。ここにおわび申し上げ、発言の訂正と会議録の訂正について許可いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

時津教育長職務代理者からの発言の訂正と会議録の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。時津教育長職務代理者からの発言の訂正と会議録の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第1 議案第49号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 議案審議。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第50号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 議案審議。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（専決第1号））。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第51号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第51号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第52号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4．議案審議。

議案第52号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第53号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案審議。

議案第53号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第54号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．議案審議。

議案第54号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第55号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7．議案審議。

議案第55号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

議案第55号の一般会計補正予算について、何項目かお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

予算書の8ページ、目の7の諸費の19節、負担金、補助及び交付金の中で、東部地区防衛協会から町の防衛協会への補助金の組み替えという説明をいただきましたが、支払い先の組み替えの理由と支払い先がどのように変更になるのかをお尋ねしたいと思います。ただ単に町の防衛協会に入れるのか、さらに下におろすのかですね。詳しくお知らせいただきたいと思います。

それから、次の9ページ、目のふるさと納税費の中ほど、13. 委託料のふるさと納税業務委託料が17,900千円補正となっておりますが、現在、143,852千円の委託料が予算化されておりますが、何件のふるさと納税の業務委託から何件増になって17,900千円に増額になるのかをお尋ねしたいと思います。

次に、15ページ、目3の農業振興費の負担金、補助及び交付金ですが、狩猟免許の取得費補助金として600千円計上されております。有害鳥獣駆除に対しての、これは私も大賛成であります。この免許取得をした後、やはり猟友会の上峰支部が現在いらっしやらないということは今まで聞いておりましたが、猟友会の中に加入していただいて、組織体制固めも必要じゃないかと思っておりますので、その点についてどのように今後進められるつもりかをお尋ねしたいと思います。

それで、同じその下の節の23節、償還金、利子及び割引料で、多面的機能支払補助金の返還金ということで計上されておりますが、これについては今年度分なのか、過年度分なのかをお尋ねして、さらにことし29年度分の支払い時期がいつぐらいになるのかということをお尋ねしたいと思います。

この質問の中身については、稲刈りのときに、ことしの交付金がまだ入らんで、例年だと大体10月ぐらいには入っておったもんだから、ことしも当然もらえるだろうということで業者発注をして、既にもう支払い時期が到来しているのに、まだ支払いができないということなんで、その点についてどのようになっておるのかですね。その点をお尋ねしたいと思います。

それから次、17ページ、非常備消防費の節9番の旅費、研修旅費が240千円計上されておりますが、誰がどのような研修をされるのか。非常備消防で研修ということはあり得ないのじゃないかなというふうに思うんで、そこについてお尋ねをいたします。

それと、次の下の19節の負担金、補助で消防団本部年末警戒が68千円減額になっておりますが、ことしから年末警戒をしないということじゃないと思うんですが、減額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

それと、18、19に関連しますが、小学校と中学校の学校管理費の需用費で光熱水費が510千円と540千円、小学校で510千円、中学校で540千円の増要求が出てますが、節約をされておると思いますが、光熱水費というのは暖房費じゃないかなと思うんですが、何でこれだけの金額が不足になってきたのかなということでお尋ねをしたいと思います。

それと、議案58号のところでは、この審議ができませんので、議案58号に関連した質問をここでしてよろしいでしょうか、議長。これで議案審議を終わると、この質問ばされんごとなっけんですね、58号で。質疑ば打ち切らるっけんですね、58号んとで予算に関してはされんごとなっでしよう。

○議長（寺崎太彦君）

58号の中では質問できないんですかね。

○2番（吉田 豊君）

いや、もうこの補正予算に関係してくるけんが、こいば質疑ば終了したらもうされんでしよう、58号では。58号でよかて言わるんない、ここで飛ばしますけど。

○議長（寺崎太彦君）

これは55号で、58号は58号でされたほうがいいと私は思うんですけれども。

○2番（吉田 豊君）

ばってん、予算に——ちょっとその、そういうことであれば質問しませんが、その中身はですね、債権放棄をするならば、今度の教育費の中に減額の補正予算が当然ついてこんど、予算と補正の予算書が一致せんわけですね。1,832千円を債権放棄するという提案がなされとるでしよう。そんなら、それに関連して減額の予算がここに出てこんど、議案と予算書の一致せんじゃなかですか。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、それは58号で言ってください。

○2番（吉田 豊君）

はい、わかりました。じゃ、以上お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、執行部より答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

東部地区防衛協会のですね、補正予算について私のほうから、これは事務局が広域に役員になっておりまして、上峰町からも事務局員いますけれども、現在、事務局長が隣町におられるということで、この役所の中でしゃべれる人間がいませんので、私のほうから説明させていただきたいと思いますが、東部地区防衛協会につきましては、鳥栖、みやき、基山、上峰、吉野ヶ里、神埼市のですね、自治体で構成をされてございます。首長を中心に民間有志での構成となっており、古くはこの地域にH-1、コブラが来た際に、さまざまな反対運動が起きた際に民間有志をもって防衛の正しい理解と普及啓発に努める団体として組織されたものでございます。

法定外負担金でありますけれども、各市町に存在する隊員の住民税をもとにしたもの、あるいは防衛補助事業、あるいは交付金事業等の事業費をもとにした算出をもって各市町の負

担金が設定されているということで、設立以来、長らくこの算定の基礎につきましては、変動はございましたけれども、これまでも負担金を取り、各市町からの負担金をもとに駐屯地の支援に要していたということでございました。

昨年、司令が方針を出されまして、東部地区防衛協会につきましては補助金、あるいは支援金というものをですね、外部団体からいただかないというコンプライアンスの方針を出されました。これまで、例えば駐屯地の設立記念日、議員も御参集いただいていることもあると思いますけども、ああした際に支援費として補助金等をながしていたわけではありますが、もうそれを一切取らずに、全て会費の中でやりくりしていくということでございます。

よって、自衛隊のさまざまな支援にかかわる予算が必要ないということになり、今年度につきましてはそうした市町からの負担金を取るように考えていたものの、自衛隊の目達原駐屯地のほうからの方針によりまして、この部分については要らないということを受けて、東部地区防衛協会の中で、理事会等で話し合っただけではありますが、この部分については各市町にお返しして、各市町ですね、防衛協会において、例えば市町の防衛協会の青年部、女性部として、支援費を青年部、女性部に出したり、そういった対応にさせていただきたいということでございますので、こうしてこうやって上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに答弁はありますか。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、ページ数の17ページ、消防費の関係で答弁いたします。

まず、非常備消防費の中の9番の旅費、研修旅費の関係ですけれど、この研修旅費につきましては、3月7日にあります自治体消防70周年記念大会ということで、東京のほうでその大会がございます。そこに団長、副団長及び事務局のほうが出席する分の旅費でございます。

それと、その下のほう、19節のほうの負担金、補助の関係の消防団本部年末警戒補助ということで、減額の68千円ということです。これにつきましては、その上の各部消防車等の燃料補助、これも減額の116千円の減額になっております。関連がありますので、答弁を一緒にしたいと思います。

まずもって、消防団につきましてはですね、消防組織法により市町村の機関であると。よって、その運営に関する必要経費については、交付金等によることなく、その団体の機関の経費として予算に計上し、執行しなければならないというものがございます。よって、今までですね、各消防団への燃料費の補助及び本部に対しての年末警戒の補助を出していたものを今回減額をして、それにかわるものとしたしまして、その上の旅費の費用弁償529千円計上しておりますけれども、そちらのほうで各部の年末警戒及びパレード等についての出席

状況でこの費用弁償をやることで、そちらにかえていきたいと思っているところです。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

おはようございます。私のほうからは、吉田議員の御質問のページ18ページ及び19ページ、小学校及び中学校の光熱水費の補正について御提案させていただきます。

光熱水費のうちの主な原因としまして、議員御案内いただきましたとおり、冷暖房に係る電気料が主な原因になります。毎年、当初予算では例年、数年前から過去の一番低い金額で当初予算を提案させていただいております。そして、毎年、今の時期に実績に応じて補正をさせていただいております。今回も冷房につきましては、終日冷房を働かせており、させていただいております。なかなか冷房効果もですね、きかなくて、終日冷房を入れさせていただいております。

また、暖房につきましても、昨年の実績を見ましたときに、終日暖房を入れております。また、現場のほうの運用の仕方の中で、今、インフルエンザが起こっております。その関係で、換気をよくするよということ、教室と廊下の間の窓をあけて、外の空気といいますか、換気をよくする、そういうふうな運用の仕方をさせていただいております。その関係で、暖房につきましても終日暖房を入れるということの運用をさせていただいております関係で、今回、それぞれ510千円、また540千円の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、9ページの款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. ふるさと納税費の中で、節の13. 委託料について御説明をいたします。

ふるさと納税の業務委託料ということでございます。今回の補正につきましては、当初40億円、それから寄附金の件数を25万件という想定で予算を組んでおりましたが、それがですね、金額につきましては40億円から45億円程度の寄附金になるのではないかと、このように想定をですね、変更しております。その寄附金の見込みの増額、それから件数につきましては、もともと25万件を想定しておりましたが、11月末時点で既に22万5,000件に達しております。そうしたことから、これに伴ってですね、このふるさと納税の業務量が増大をしております。それに加えて、自治体間の競争が非常に激化をしておりますので、こうしたことを踏まえて、従前のふるさとチョイスに加えて、新たに10月より楽天、それから12月からはふるなびという2つの新たなふるさと納税受け付けサイトの利用を開始しました。こうした新たなシステムへの出品、それから運用の業務、こうした業務も新たにふえていくという状況になっております。そうした状況を踏まえて、受託業者と協議をした結果、先方からの見積もりに基づきまして、今回、17,900千円の増額補正をお願いしている状況でございます。

以上です。

○産業課長（小野清人君）

私のほうからは、ページ15ページ、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金の600千円、狩猟免許取得等補助金の600千円でございます。御質問が、補助をした後、猟友会に加入されるのかというふうなことでございましたと思います。

上峰町狩猟免許取得等補助金交付要綱の3条に、補助対象者というくくりがございまして、その中に、新たに狩猟免許の取得等をする者にあつては、佐賀県猟友会上峰支部に所属し、上峰町が委託する有害鳥獣捕獲業務に5年以上継続して従事することを確約した者、また狩猟免許及び猟銃等所持許可の更新を行う者にあつては猟友会に所属し、有害鳥獣捕獲業務に率先して3年以上従事することを確約した者と、そういうふうなことがございまして、必ず猟友会に所属をするということを確認していただくようになっております。

続きまして、同じ15ページ、農業振興費の節23. 償還金、利子及び割引料の多面的機能支払補助金返還金83千円でございますが、これは今年度分か過年度分かというお話でございますが、これは2地区の返還金でございまして、平成24年度にさかのぼりまして、転用された土地の交付した金額を返還していただくということになっておりまして、いわゆる過年分になりますか——ということなのです。

また、もう一つ、今年度分の支払いがまだあつてないがということでございます。私どもも県のほうと交渉しておりますが、現在、まだ交付決定等をいただいております。国から県への交付決定もまだ来てないという段階でございますので、随時折衝をしていきながら、こちらの要望としては、もう早くいただきたいということで折衝しておりますが、県のほうも国からの決定が来ていないということで、いかんせん、国のことでございますので、県も確約することはできないということでございますが、一日も早く交付していただくように折衝していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに答弁はありませんかね。

○2番（吉田 豊君）

大体理解できましたが、県から交付決定が来てない、国から県へも来てないということですが、これは全国的な交付金のおくれでしょうか、それとも新聞で話題になった上峰町の大字堤の取り組みの問題で佐賀県だけがおくれているのか、それとも上峰だけがおくれているのか、その辺わかりますか。

○産業課長（小野清人君）

他県のことについてちょっと把握しかねますが、佐賀県については他県よりはおくれているというふうなことを聞いております。特に上峰町——済みません、他19市町、済みません、

一部、太良町がことしから入りましたが、ことし関係ないので、18市町につきましてはもう交付決定をされて、交付金については12月に支給をされていると、支出をされているということを知っています。で、上峰町だけが今現在置いていかれているということでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

そういうことになってくると、えらい問題があるなというふうに思いますが、一昨日ですか、きのうの朝だったと思います。鹿児島県の霧島市でも鳥獣害駆除のイノシシの写真を偽造して、何か100千円ほど不正受給をしておったから裁判かけて返還請求をしたという報道がなされておりましたが、上峰においても、さきの議会で弁護士委託料を補正認めて法的処置をとるというふうな町長の意向でしたが、その件についても早く結論を出さないと、このような交付金のおくれで町民全ての、農家の皆さんに限ってですが、迷惑がかかってくるわけですが、例の大字堤の問題は、現在の進捗状況を報告いただけますか。

○町長（武廣勇平君）

この議案はですね、直接、上坊所地区と下津毛地区の農地転用に伴う返還金の話でありますので関係はございませんけれども、関連するということでお答え申し上げますが、ただいま補助金の交付がおくれているということについて私も確認をさせていただきました。これにつきましては、大字堤地区の問題が派生してですね、交付決定がされないということはないということは確認を、他の地区にですよ、それはもう確認をとってございます。ですが、それとは切り離れたところで、この大字堤地区農地・水協議会と名乗る団体が起こした事件については、この間、資料を確認させていただきながら、弁護士の先生の評価もいただき、検討を加えてまいりました。

今、調査しているのはですね、詐欺や刑事告訴を考えるときの構成要件、まず欺罔行為というものがあって、何といいますか、その後——欺罔行為と、詐欺の行為のことですけれども、詐欺の行為があって、錯誤に陥り、騙されるということですね。その結果、利益を得られるはずの人たちが利益を得られないということが確認できる、この一連の流れがですね、確定しなければですね、成立しないということでございます。これについてはなるべく早目にですね、その関係、事実を細かく調査しながら方針を出していく必要があるというふうに考えてございます。

また、この補助金の交付に関しましてはですね、各地区の区長さんからも御意見をいただいておりますので、各地区のですね、農地・水の関係の方々、代表者を集めて、この件を一度説明をさせていただき、必要があれば県のほうにも足を運びたいと、私自身は思っております。

○2番（吉田 豊君）

まさしく、こういう行為を持ってくると、町長の政治力を期待するわけですが、やはり一日でも早くですね、交付できるような体制をとっていただきたいように強くお願いをいたしまして、私のこの55号に対する質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

私は、2番吉田議員の質問と重なるかと思いますが、8ページ、総務費、7. 諸費の19節、東部地区防衛協会負担金507千円の還元分を町防衛協会補助金に回す分で質問をさせていただきます。

この分に関してはですね、もう既に今年度の町防衛協会の補助金は年度当初に支払いがされてまして、この東部防衛協会の補助金に関しては、年度当初の負担金ということで計上されたものですので、建て前からいっただらば、一旦不用額ということで財政に戻して、新年度に計画をされる時にですね、きちんと防衛協会の中におろすかどうかを検討されたほうがいいのではないかと思います。なぜかという、先ほどですね、コンプライアンスも兼ねて自衛隊のほうからお断りがあったということで回さないようにしましたということですけども、現在、東部地区にも青年部とか女性部とかありますけど、もちろん補助金をいただいてですね、運営をさせていただいてるわけですけども、町にあっては、青年部、女性部ともですね、何も補助とかいただいたことないんですよ、今までずっと、防衛協会あっても。だから、全て女性で人数的には15人以内ですけど、活動をしている分に関しては全て自費でやっているというのが現状ですので、その辺も全部ですね、考えてですね、来年度に組むべきだと私は思っていますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この点はですね、東部地区防衛協会の理事会の中で防衛協会費につきましては、年度日数が少ないものの、各市町の防衛協会での振りかえという形をとるということで決まったものですから、このようにさせていただいております。

また、ちょっと誤解があるようですが、女性部というものは東部地区防衛協会女性部も含まれております。そこには支援費を300千円でしたか、補助金を出していたとか、また青年部にもそれ相当の額を出しているという現状から考えますと、東部地区防衛協会に所属されている女性部の方々もですね、上峰町防衛協会のほうに今後につきましては活動費を求めるといいう流れになるということに各市町なりまして、このような対応をとっていただきたいということで、何と申しますか、決定したところでございます。

で、これをですね、逆に言うと、財調のほうにですね、繰り入れることの理由がですね、要するに東部地区防衛協会の意思と、また、これから求められる女性部、青年部の活動がないという前提でですね、財調に繰り入れ、かつ上峰町防衛協会からその費用を拠出するとい

うことのほうがですね、余計無責任じゃないかなというふうに判断をいたしまして、今年度そういう予算の求めがあるかどうか確認はしておりませんが、あった場合は対応し、その求めがなかった場合は、翌年度のですね、この予算についてはこの規模で出すべきではないと。当然、その活動費に応じた、もちろんこの数カ月に押し込まれた中での活動になっておりますが、その500千円の規模が妥当かどうかは決算状況を見て判断するというのが一番適切な対応かというふうに考えてございます。

○5番（漆原悦子君）

今年度分に関しては、もう既に女性部と言っはいけないんですが、もう既に行事も消化されてですね、予算もいただいて運営はされているはずです。だから、今年度分に関してはもう発生しないと私は思っておりますので、一旦戻してするのが妥当と判断をしておりますけど。

○町長（武廣勇平君）

女性部については、漆原さんがですね、上峰町防衛協会女性部部長かどうかはちょっとわかりませんが、女性部については活動費がないということで確認させていただきましたが、青年部、あるいは防衛3団体、このあたりにも隊友会、父兄会ございますので、確認をする必要があるというふうに考えてございます。

○5番（漆原悦子君）

内容は重々わかってますけど、やはり当初にきちっとしてあるので、やはりこの辺は慎重にされたほうがいいのかなど。私、正直言って、これが上がったときに、他町もちょっと確認をさせていただきました。他町に対してはまだですね、12月では一旦ですね、負担金として計上したのだから、それが今のところ要らないとなっているのであればということで、まだ計上、3月で不用額にされるのか検討してからしますというところもありましたし、いろいろでしたので、基本の考え方であろう、おのおのの考え方だろうと思っておりますので、少し検討されたほうがいいのかとはだけ思っています。わかります。決まったということは重々理解しておりますが、その中でも、その辺、金額的に町防衛協会の金額自体も会員数も減っていますし、金額が結構大きく出てるんで、基本的なものとして、ほかの団体と絡み合わせてですね、慎重にやっていくべきじゃないかなと思っておりますので、その件だけ申し添えたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

2点ほどちょっとお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

9ページのですね、ふるさと納税関係でございますが、節の14. 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料の32,840千円の内容説明をお尋ねをさせていただきます。

それと、18ページの目の事務局費になりますかね、節の19、学校給食補助金の内容説明をお願いしたい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

吉富議員から御質疑ございました9ページの款の2．総務費、項の1．総務管理費、目の10．ふるさと納税費の中で、節の14．使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料でございます。これにつきましては、基本的には寄附金額の想定が40億円から45億円に増加すると、こうしたことを受けての、それに伴ってのサイト利用料の増ということでございますけれども、先ほど少し触れましたが、さきの質問で少し触れましたが、従前のふるさとチョイスに加えまして、10月より楽天を使用しております。また、12月にはふるなびというふるさと納税受け付けサイトを新たに追加しておりますので、こうしたところでもサイト利用料が発生するという事になっておりまして、ふるさとチョイスにつきましては、寄附金額の5%でございますが、楽天については7.4%、それからふるなびに関しては8%、こうしたふうになっておりまして、それぞれを計算して、計算の結果、このような増額をお願いしている次第でございます。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、吉富議員の御質問のページ18ページ、教育費、教育総務費、事務局費、負担金、補助及び交付金の学校給食費補助金1,000千円について御提案させていただきます。

こちらの件につきまして、まず5ページの歳入にございます総務寄附金、款の17．寄附金、項の1．寄附金、目の1．総務寄附金、節の1．総務寄附金において、そのうちの1,000千円を小、中学校の学校給食に活用くださいということで御寄附をいただいております。学校給食において、この寄附金をもとに地産地消に係る行事食の食材費の付加分として来年1月に実施したいと計画をしております。この分の補助金になります。よろしく願いをいたします。

○7番（吉富 隆君）

ふるさと納税関係で御説明をいただきましたがですね、私は思うんですが、一括上程、町長がされます。補足説明を課長さんたちがされますよね。こういう内容は新しく積み重なっていく部分については、もっと詳しく課長さんたちで説明をいただければなというふうに僕は思っています。そういう中でですね、このパーセンテージがですね、7.48%という問題についても若干疑問を持っております。ふるさとチョイスについては5%なんですね。これも40億円の想定予算ですかね。40億円に対する想定予算。5億円ふえると想定されている中で問題だと、これはまた別にありがたいことなんですよね、寄附金がふえるということに対しては。だとするならばですね、やはり議案審議の中で質問をせんでよかごとですよ、きちっと内容説明、補足説明をしていただきたいと、これは強くお願いをしておきます。

この件については、しつこく私も質問する気はございませんので、この程度にしておきたいというふうに思います。

それから、今、吉田課長のほうから給食の問題について、これは寄附金なんですよ、寄附金。だから、給食費に使ってくださいと条件つきなんですよ。そうしますと、我が町において給食の無料化は7月からあってますよね。その時点できちっとした予算措置がなされておりますよね。7月から3月31日までの件ですよ。そうしますと、この1,000千円、そこにふえてくるわけでしょう。今まで組んでおいた予算の処置はどうされますか。これ、1,000千円マイナスするの、しないのということになりゃしないかと思っております。特に給食問題につきましては、償還金の差額で充てるということになっていきますんで、この1,000千円の使い道ですよ。今、説明をいただきましたけれども、いま一度説明をお願いしたい。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉富議員の質問にお答えいたします。

今回、寄附いただきました1,000千円につきましては、通常の当初御提案させていただきました学校給食費の補助金と別にお祝い給食、行事食等の、加えて3,000千円ございます。で、現在も通常の給食単価に加えて、行事食として月に1回程度実施をしています。そこに加えて、今回の1,000千円についても活用させていただき、行事食、地産地消について拡充させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

1回こういったですね、3,000千円の予算に対して1,000千円ふえますよね。では、お祝い給食というような形で執行したいという旨だと思いますよ。来年度この寄附がなかったら3,000千円、予算組むかどうかはわかりませんが、1回したことにに対してはですね、PTA関係の方々には4,000千円あったんじゃないのという話になりかねないのでですね、これ慎重にですよ、よくよく説明をした上で執行していただきたいと。必ずもめますので、その辺については教育長がいないんで、課長どうですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま御質問いただきましたとおり、PTA、保護者の皆様にもですね、この御寄附が今回また新たにあったということを丁寧に御案内させていただきながら進めていきたいというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

課長ね、あなたに文句言うわけじゃないけれどもね、簡単なものじゃないんですよ。いろいろな方おられます。でね、僕は3,000千円の予算、議会通っていますから、3,000千円はお祝いの給食等々にしていただくことはいいことなんでやっていただきたい。ただ、寄附をい

ただいた1,000千円をここに使っていきたいという旨でしょう。来年度、寄附がなかったら3,000千円しか予算、組むかどうかわかりませんが、組まれると思う。そうしたときに、この1,000千円というのはですね、なかった場合にどうするのかというのはですね、きちっと形を示しをPTAにしておく必要があると僕は思うんですよ。物すごうるさいですよ、給食については。だから、そういったことを慎重にですよ、問題のないようなことで御説明方を強くお願いをしておきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

これは私が寄附を直接いただきましたので、お肉屋さんですね、この方は。日ごろ上峰町や町民の皆様にお世話になっているということで、通常よりも食材費としては高価だけれども、栄養価もちゃんととれて、ぜいたくな食事をお肉を中心にやっていただきたいということで言われております。ですから、ちょっと答弁がお祝い給食やら何やらと言いましたので、混同するようなところがあったかもしれませんが、基本的にはこれまでの経費的な給食を回すための予算に組み入れていくという考え方でなく、高級食材できちっとした栄養価を届けるということで、また自社のPRもしたいということだと聞いてございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長から詳しく御説明をいただけたんですね、本当に慎重にやっていただきたい。ありがたいことなんですね、1,000千円を寄附をいただくと、特に子どもたちのために。しかも、ぜいたくという言葉が適切かどうかわかりませんが、ありがたい話なんで、来年度はないよと、かもしれないとか、そういう説明を課長さんにしっかりとしとっていただきたいというお願いをしてるんで、よろしく願いをしときます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

本当にありがとうございます。誤解、大変言葉足らずで申しわけございませんでした。今回の寄附につきまして、また丁寧に御案内させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（漆原悦子君）

11ページの民生費、一番上の18. 備品購入費のところ、コミュニティバス等の購入費ということで、バス路線に合わせて改造するための費用ということで6,000千円上がっていますが、今度導入される車、中型バス、乗り合いタクシー2台、全てでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

おはようございます。私のほうにコミュニティバスに関しての御質問が出ましたので、御説明を差し上げます。

本件に関しましては、中間帯に巡回用に使用する中型車両の購入に係るもののみというこ

とで御理解いただきたいと思います。もともとのベース車両の購入費、これに対して架装費を合わせまして、6月議会の折に予算を上程して、見込み額で10,000千円ほど計上しておりました。議決をいただいておりますが、ベース車両の長さ、それとあとホイールベースを考慮したカーブの走行ぐあい、こういったものを検証したところ、想定路線での幅員が狭い箇所において、安全に曲がり切れない状況が生じそうという状況が確認できました。そこで、ベース車両の造作を加える必要が生じたという案件でございます。

これはどういう造作かといいますと、要は車両を若干切断して短くするなどして、道路の形状に合わせた改造を付加する必要があるということで出てきた経費でございますので、ほかの調達予定車両に関しては影響がなく、中型車両のみという形で御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

10ページをお願いします。

これの一番上ですね、目の1. 戸籍住民台帳費の中の19節でコンビニ交付金が300千円減額になっているということは、一応見込みを立てていたけれども、利用が少ないという、これまた見込みで減額になったものですか。その辺をちょっとお知らせください。

○住民課長（福島敬彦君）

一応コンビニ交付負担金300千円の減になっております。議員おっしゃるとおり、今現在、コンビニ交付の実施の使用に対しての負担金に来ておるところではございますが、この分がやはり、まだちょっと実施をしたばかりで件数的に多うございませぬ。その分で一応減額をさせていただいているという旨でございます。

○8番（大川隆城君）

今の答弁では、実施をし始めたばかりだから、まだまだ利用できるということも浸透できてないので、見込み数には到達しないというふうな感じでの減額と聞きましたが、やはりこのコンビニ利用でというのは皆さんについては、利便性は高くなるということであることには間違いのないから、もっとPRをしていかんといけないということになるわけですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

済みません、説明がちょっと不足しておりました。

当初、負担金が一応1,000千円という負担金額がございまして、それが一応平成29年度から負担金額が減額をされております。要するに負担金としてお支払いをしていただくというのが、当初は1,000千円で計上をしておりました。今、コンビニ交付の実施自治体が非常に

多くなってきております。その関係で負担金が300千円減額をされるようになっております。その分で、要するに町の負担金が減をしていただくことになったという決定でございます。その300千円でございます。失礼しました。

○8番（大川隆城君）

今の件は理解をいたしました。

じゃ、次に行きます。

次に、11ページの民生費のところでの19節、負担金、補助で、社会福祉協議会運営補助で750千円ほど上がっていますが、これはどういう部分での増額ということになるわけでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま御質疑いただきました町社会福祉協議会運営補助で757千円に関してかと思えます。

これは町社会福祉協議会におきまして、社会福祉大会開催を予定している経費ということで計上しております。本来、社会福祉大会とは、住民及び社会福祉関係者が集いまして、連携、協働により福祉社会づくりを進めることを目的に開催することに加えまして、多年にわたり社会福祉の発展に功績があった方々に対して表彰などを行う大会のことを申すものですが、過去、上峰町社会福祉協議会におきましても、そういった大会を平成の13年ぐらいいまでやっておったかというふうに思っております。

また、ボランティアなどで活躍する福祉関係者を表彰する機会というのが今まで余りなくてですね、近年では自治功労表彰の際に、社会福祉協議会表彰を行うこともありました、自治功労表彰の中ではやはり違和感が拭い切れなかったというところで、社会福祉大会復活の機運が高まったというふうに感じております。

何より超高齢化社会を迎えるに当たりまして、ボランティアなどで活躍される方々のモチベーションや継続的な活動を確保するために、表彰により労を報いる場を設けるということが地域での協働意識の涵養に一役買うのではないかと、こういった発想から運営補助費として757千円を社会福祉大会の開催経費として計上しているところでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

はい、理解いたしました。

次に行きます。

今度は14ページ。14ページの衛生費の目の3、塵芥処理費のところ、佐賀県東部——19節か、東部環境施設組合負担金が上がっていますが、これはもう当然、今、次の処理施設を鳥栖の真木町のほうに移してということでの準備のためのものだと思いますが、その関連で、つい先日ですね、福岡県側の小森野だったですかね、小森野ですね、とかから反対というこ

とでの意見書といいますか、が出たというようなことが報道されておりましたが、それらについて、この協議会、施設組合の中で協議はされてると思いますが、今現在わかっている範囲で結構ですので、どういうふうな対応で進められているか、よければお知らせください。

○住民課長（福島敬彦君）

現在、前回の議会で議決をいただきまして、佐賀県東部環境施設組合という組合が設立しております。これは現在の組合、鳥栖・三養基西部環境施設組合とは全く別組織でございます。2市3町での構成団体となっております。

先ほど来、まず759千円につきましては、一応東部環境施設組合負担金への財源の組み替えということで御理解をいただきたいと思います。一番下の欄に鳥栖三養基西部環境施設組合負担金、こちらが減額の759千円ございます。東部のほうへ運営費、要するに事務費負担金にまだなっておりますけど、その財源組み替えというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、ちょっと経過ということでございます。新聞紙上等にも、小森野地区から反対の運動等があるということは新聞紙上でもう報道されているところでございます。そのことにつきましては、前回の首長会、協議会でございますが、協議会も終了をいたしまして、協議会において鳥栖市長のほうからも御説明がありました。鳥栖市としましては、場所の変更等は当然できるものではなく、もう一部事務組合も立ち上がっておりますので、ですから、一応小森野地区のほうから一部の方という表現をされております。の方からの反対ということが起こっているということは、これは事実ということでは認められております。

それに対して負担、例えば地域振興であるとか、そういったことに対して、ほかの1市3町の負担を求めるであるとか、そういったことは一切——新聞紙上でもあそこの場所に決められたのは鳥栖市が鳥栖市の委員会をつくられて、その場でやはりあの場所にしましょうということを決められておりますので、一応追加、例えば小森野地区から地域振興費として求められた場合としても、私たちの現在の考え方は、うちのほうからは一応鳥栖のほうへ負担金、地域振興費として払うという金額がもう原資がありますので、その原資の中から運用を当然していただくべきというふうに考えますので、追加負担金ということでの話は現在のところはあっていない状況でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この件についてはですね、やっぱし、ごみ処理場というところ、いかにもマイナスイメージがあつたりするものですから、今現在の中原の地に建設するときも、随分といろいろありました。構成市町の間でも、ああでもない、こうでもないという議論がいっぱいあつた上で、何とか何とかで今できて運営していますが、そういう形になると大変だなというふうな心配もするものですからね、できれば早く何とか穏便に解決をしてもらって、スムーズに建設に向

かっていけるように努力をいただきたいと思っております。

以上です。

次へ進みます。

今度は16ページ。16ページに商工費の関係であります、負担金、補助で運営費補助が減額に約300千円ほどなっていますが、これはどういうことでしょうか。今までは、商工費についても、商工振興、また町の活性化ということで商工会に対しての補助もなるべくでき得る限りはバックアップするという形で来ておったわけですが、ここで少額といえ少額なんです、減額になったというのはどういうことでしょうか、お尋ねします。

○産業課長（小野清人君）

16ページ、商工費、款の商工費、目の商工観光振興費の負担金、補助及び交付金の減額298千円の件でございます。

これにつきましては、昨年度、商工会からの補助請求額が7,000千円ほどあったんですが、その金額を商工会が使い切れなかったということでございまして、その差額分をことし支給する今年度の負担金の中から差し引くということでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

この商工会さんもですね、補助金交付要綱を定めてまして、需用費の中で負担割合というのは決めております。課長が言ったのは、そういったところを踏まえた答弁でございますけれども、補助団体で補助金交付要綱をちゃんとつくっているところとつくっていないところがございます、商工会はきちっとそういうふうですね、使った分に合った補助金をいただくという姿勢であるということで理解いただければと思います。

○8番（大川隆城君）

ということは、補助金交付要綱を設定されてされているということは、じゃ、来年度以降は減額した金額でずっといくということで思っておけばいいですかね。その辺、いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

一般論ですが、補助金交付要綱は事業費に応じて補助する額を決めて、商工会でございます。要求額がどれぐらいで、どういう事業を用意するかによって変わってまいりますので、商工会の補助事業として出すからには、事業はちゃんと査定の際に産業課が恐らく査定するんでしょうけども、そのときに何というんですかね、きちっとされるものだという確証がなければ予算はつけられないことになると思います。

○8番（大川隆城君）

そしたら、次年度以降、補助を出す場合はきちんと2度、3度確認の上でやってもらいたいと思います。

じゃ、次へ進みます。

今回は19ページ。19ページの教育費の目の3. 文化財保護費の中で13. 委託料で町史編さん業務委託料が組んでありますし、今回の行政報告で11月何日やったかな、1回目の会議がされたということで報告をいただいておりますが、この町史編さんについての今後の見通し、計画ですね。大体いつごろまでには編さんをして、今言う編集をされることについての計画が立てられていると思いますが、その辺よかったら教えてください。

○文化課長（中島 洋君）

おはようございます。大川議員の御質問にお答えいたします。

10の教育費、5の社会教育費、3の文化財保護費の委託料、町史編さん業務委託料の件です。今後どのような見通しをしてるかという御質問だったと思います。

第1回を11月22日の日に行政報告のほうで述べさせていただいております。第2回を12月22日の日に開催予定で、このときに編さん基本計画、執筆委員さんの選任を決めて、第3回のほうでは2月ごろの予定で町の基本方針という形のところと執筆委員さんを入れたところでの執筆の要綱等の説明を行いたいと思っていますところですよ。

今後、いつという話ですけれども、今、大体のほうで決定しております年次計画によりますと、平成32年度に印刷、製本、刊行等を行う予定です。

以上です。

○8番（大川隆城君）

大体わかりました。とにかくこの関係についてはですね、要望等もあっていたことでもあります。なかなか大変だと思っておりますが、委員になっていただいた方々には御努力をいただいて、よりいい町史編さんができるようにお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これですね、ちょっと漆原議員さんの質問の続きになるかと思っております。

11ページですね。一番上の備品購入のコミュニティバス等購入ですね。購入と、これ補正ですので、いつごろ購入の予定かということが1点と、このバスを買うのにコミュニティバス等となっているんですよ。等というと、どういう意味になっているのかですね、ちょっとわかりづらいんで、教えていただきたい。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

まず、お質疑の1点目ですけれども、調達の時期なんです。これ、ちょっと全ての車両ということでの御質疑、今回の。今回のこの中型バスに関しましてはですね、今議会で議決をいただいた後にですね、一応今、仕様書のほうの整理をしておりますけれども、そちらの

ほうの仕様書を再度精査した上での確定をいたしまして、その後の発注という——発注とい
いましょうか、業者選定という形になってきます。その後に、業者が決まった後、発注とい
う形になるような流れになってくるといふふうに思っております。

あと、予算の名称のコミュニティバス等ということなんですけれども、コミュニティバス
という表現がちょっと非常に厄介というか、難しい表現であるんですけれども、一応自治体、
あるいは活性化協議会等がですね、運営しているようなバスのことをコミュニティバスとい
うような言い方を一くくりの中ではするんですけれども、現状におきましては予約型乗り合
いタクシーとか、そういった中身が幾つか分かれている含みがございますので、そこでちよ
うど等という表現をあえて使わせていただいているような状況でございますので、そこは
ちょっと書きぶりということで御了解いただければというふうに思っております。

以上でございます。（「いつごろ」「時期」「時期はいつですか」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。済みません、発注時期というふうに勘違いしてございましてあれだった
んですけれども、ちょっとこちらのバスにつきましては、先ほど申し上げたとおりですね、
切断とか接合とかいう作業が出てまいります、この中型バスに関してはですね。ですので、
ベース車両にある程度の造作を加えなきゃいけませんので、どうでしょうね、なるべく急ぐ
ような工程表を出させるような形にはなるかと思うんですが、1カ月とか2カ月とかそうい
うスパンで納品ができるようなものではないというふうに認識をしております。ですので、
もう少し時間がかかるだろうというふうには思っておりますけれども、例えば3カ月以上は
かかるだろうというふうには思っております。ただ、実際に詳しいところにつきましては、
まだはっきりとちょっとこちらのほうでもその工程内容までちょっととっているわけではご
ざいませんで把握はしてございませんが、短期間での納入というのは若干難しいだろうとい
うふうには思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、6,000千円という金額は大きい金額なんで、補正ですよ。補正という形
になると、29年度に執行しなくちゃならないという原則なんです。わからないじゃ、やっ
ぱりできないんですよ。だから、もし3月中までに入札等々がされれば問題ないかなとい
うふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょう。やっぱり、これ、急がせる必要がある
と思います。これは恐らく入札されると思うんで、そこまでに執行ができるような形をとっ
ただいただければなというふうに思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

入札の準備につきましては、こちらのほうでも鋭意努力をしてですね、なるべく早目、早
期のうちに契約できるような形を準備を整えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひですね、議会の皆さんもですね、こうしろよと、ああしろよという質問が多かったと僕は思うんで、こういうことも早目、早目に手を打っていただくと、そうしないと、やっぱり補正ですから、当初予算で組んでる問題じゃないんでね、そこら辺の期間の調整というのはやっぱり課長さんたちが配慮をすべきだろうというふうに思っておりますので、間に合うようにお願いを強くしておきたいというふうに思います。よろしくお申しします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（吉田 豊君）

済みません、あと1点だけ聞くのを忘れておりました。

ページ数19ページ、目の3. 文化財保護費の7の賃金について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○文化課長（中島 洋君）

10の教育費、5の社会教育費、3の文化財保護費の7. 賃金、臨時職員賃金の御説明をさせていただきます。

916千円の補正を行っているところです。今後、試掘といたしまして、町内遺跡調査確認調査事業の中での試掘を3件と本調査を1件、基本的に本調査のほうを50人と見ております。3カ所、約30人ほどの賃金が要するという計算をいたしまして、90名ほどの合計142名ほどの換算をいたしまして、916千円という金額を出しております。

それと、また下の委託費のほうになりますけれども、こちらのほうとあわせて補助事業等に乗せて3月補正に歳入予算のほうで提示する予定です。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ということは、補助事業ではあるけれども、本調査の場合は事業者負担が伴うと思うんですが、違いますかね。

○文化課長（中島 洋君）

本調査の場合は、この案件といたしまして、専用住宅ですので補助事業対象となります。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ということは、100%補助事業なんですか。個人負担は全然ないんですか。

○文化課長（中島 洋君）

本調査1件に対しましては、事業費として換算しているところです。個人さんの自己負担というのは出てきません。

以上です。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（田中静雄君）

先ほどから同僚の2名の方の御質問がありました。11ページの一番上段です。節の上段、コミュニティバス等の購入費ということですが、この金額の云々のことではありませんけれども、コミュニティバス、これは中型バスということなんですけれども、いろんな今現在運行されているのらんかいバス、通学福祉バスのこと、いろんなその要は運行に対しての質問はここでしてもよろしいでしょうか。関連して質問をよろしいでしょうか。議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、もう一回、詳しく。

○3番（田中静雄君）

コミュニティバス等の購入費の金額の云々、それについての質問ではございませんが、今、町内を走っているのらんかいバス等の今後の運行についての質問は、この場でやってもいいでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、そしたら簡単な概要ということによろしいですか。

○3番（田中静雄君）

内容はそしたら頭だけちょっと言いますけれども、12月2日の日、朝、早朝の8時に町民の方々から今後の、これからの福祉バスの運行についてクレームがありました。どうしたもんかなということでも私も苦慮をしているところがございますけれども、その運行の形態が今度変わりますよね。それについてのクレームございました。それで、そのクレームについてここで質問してもいいのかどうか。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、クレームは予算とは関係ないので、またほかの機会ということで。（「はい」「クレームはいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○3番（田中静雄君）

これ予算案の金額のことじゃありませんので、私もどうだろうかなと思っていますけれども、だめと言われたら質問いたしませんけれども、関連質問でいいのではないかなということでもちょっと発言させていただきました。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、それではバスの運行ということで許可したいと思います。

○3番（田中静雄君）

どうもありがとうございました。先ほども言いましたけれども、今月の2日の日です。上峰

町の町民の方々から、朝8時に電話がありました。12月の上峰広報に記載しておりました通学福祉バス、通称のらんかいバスの運行についてのクレームということで電話がありました。その方は、通常、今バイクに乗っておられますけれども、のらんかいバスを利用して、するというのでバイクも見離しました。処分しました。その方の全ての行動範囲を私は知っているわけではございませんが、その方はもちろん病院に行くこともあるだろうし、それと友達のところに行くこともあるだろうし、そのほかに、今、イオンの2階でいろんな女性対象の体力づくりといたしますかね、そういうところにもほぼ毎日行っておられます。そして、帰りにはイオンで買い物をして帰ってこられます。その足がわりとして、今までバイクに乗っていたやつをバイクを処分して、のらんかいバスをほぼ毎日利用していると。これがまだ正式には決まってないと思いますけれども、協議会での、今、北回り、南回り、7回走っているやつが、利用者の多いときの時間のみの運行を大体4回程度とかいう、そういう記事がありました。

それで、それじゃ、要は困るということなんですよ。どうしたもんだらうかということに私に相談がありました。私は、協議会で決まったことですから簡単には変更はできないと思いますけれども、運用の仕方によっては乗り合いタクシーとかいうこともありますので、十分に利用価値があるんじゃないかならうかなと思っておりますけれども、どういうふうな説明をしていいのか考えました。

それで、そういうふうにして困る人がおられるわけですが、その人たちの救済をするために、どういう方法があるんだらうかなということ、どうしたらいいんだらうかということ、考え方を教えてもらいたいと思います。ぜひ、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。（「議長、町長から暫時休憩の要請ですよ」と呼ぶ者あり）

済みません。ここで暫時休憩したいと思います。ここで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩いたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほどの田中議員からの御質疑の案件ですけれども、一応地域公共交通網計画というのがございまして、その中で一応の大枠というものはある程度決まっておりますが、詳細のですね、具体的に中を詰めていく中で、全く伸びしろがないわけではございません。ですので、その中で幾分かの変更というのは多少可能になってくる部分もございますので、そういった含みもあることをまず御認識いただきたいというところで思っております。

また別に内容に関してということであるのであれば、また別に機会を設けたりとかですね、資料を御提示しながらですね、御説明するということに関しましてはこちらのほうとしても、そういった御準備はできるかと思っておりますので、そういったことで御了解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどは暫時休憩、中断するようなことを招きまして、どうも申しわけございませんでした。これは議長さんからの許可がありましたんで質問いたしましたけれども、先ほど課長さんのほうから説明がありましたとおり、私もこれから何らかの機会を利用してお尋ねすることになると思っておりますので、そのときにはまたよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第56号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8．議案審議。

議案第56号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第57号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9．議案審議。

議案第57号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第58号

○議長（寺崎太彦君）

日程第10. 議案審議。

議案第58号 権利の放棄について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

この議案についてはですね、以前から過年度分についての徴収権もないようなものを毎年毎年繰り越し調定をしてもだめだから、不納欠損をして取らないという形にしたらどうかということで議会からも申し入れをした内容でございますが、結果的に事務処理の方法として債権放棄という手続をとるよりほかがないということで、この議案が出てきたと思うんですが、私の考えではですね、権利を放棄した分についてはもう徴収できないわけですから、この1,832,400円についての項目の、教育費の学校給食関係のところマイナスの1,832,400円という数字が出てこない、議案と予算書の一致が見えないというふうなことで思うんですが、それについてのどういう内容でマイナス補正予算として上げなかったのか、上げなくて済んだのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま吉田議員のほうから手続について御質問をいただきました。

今回、債権の放棄ということで議案を提案させていただきます。これによりまして、上峰町財務規則第55条、欠損処分におきましては、議会の議決をいただいて債権放棄をした、議決をいただいた後、手続としては、次に不納欠損処分伺書というものをを行います。これによって長の決裁をいただいた後、会計管理者のほうへ不納欠損処分ということで送ることになります。よって、今回補正予算の中で、歳入の予算額がゼロになるということではなく、決算書の中で予算額1,832千円ありまして、それから調定額1,832,400円の調定額がある。そして収入済額は0円、次に不納欠損額が1,832,400円出てきて、最後、収入未済額が0円になるという決算書、そういうつくり方の流れになってまいります。

以上、御案内です。

○2番（吉田 豊君）

不納欠損という言葉自体がですね、学校給食費の未納分に対して対応できるんですか。税法上は確かにそういうふうな形で不納欠損という言葉が出てきますけど、その他の収入にし

かならんわけですよ、学校給食徴収金。それが不納欠損の条項に入ってくるんですか。だから、債権放棄手続をとりなさいという代表監査からの指示もあったと思うんですよ。間違いないんですか、今言われた説明の内容で。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

債権放棄、それから代表監査からの御指導もいただきまして、不納欠損の手続については幾つか方法がありました。その中で援用という債権者のほうからの申し出についても御紹介いただきました。その中で、数年前に所有者がわからない案件、また時効が成立している案件については援用ではなく、議会の同意を得ることによって債権の放棄の手続に進む、そして不納欠損の手続に進むというふうに法律の専門家のほうにも確認をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

法律の専門家にも相談して問題ないということであれば、私の質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今回のですね、この議案でこの権利の放棄、これについては万やむを得ないと思いますが、皆さん考えてください。この案件については何年前から出てますか。その都度、議会からも早く処分というかですね、するようにしなさいよという話は出てましたよ。何年かかりましたか、こういう手続するまでに。だからね、やっぱし、こういうのは議会からも、これはもう早く、どうしても不可能ならば早く処理をしなさいよと言うととに、それをせんままま今まで長引いたわけですよ。それが一番取り組む姿勢として、こっだけ長う時間かけたこと自体がおかしい、間違ってると思います。

ですから、今後いろいろどういことが出てくるかはわかりませんが、議会としても、もうそれはこういうちゃんと処理すべきだからやりなさいとかということになったとするならば、遅滞なくやってもらいたい。それだけは要望させてもらいたいと思います。

以上です。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今回、事務について数年かかってしまいましたこと、大変深くおわび申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第59号

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 議案審議。

議案第59号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって12月14日は休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、12月14日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時25分 散会